住民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

生风忱竹办	特別徴収義務者番号		
	住所(居所)	〒 -	担当係名
蟹江町長殿	申又は所在地		連
连 仁 叫 火 陨	氏名又は名		路 氏 名
	称及び代表		
	者の氏名		先電話番号
年 月 日提出	法人番号又は個人番号		
地方税法第321条の5の2の規	見定による住民税特別徴収	又税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことを次のとおり届出し	ょます。
納期の特例の承認を取消届出	出する税額等	年 月分以降の納期に係る町・県民税特別徴収税額	
取消届出理由			
□ 給与等の支払を受ける	6者が常時10人未満でな	くなった。	
□ その他			

- ※ 取消月について 取消の届出書の提出日の属する月が取消月となります。
- ※ 納期の特例の取消後の納付について 取消月以前の月分は、取消月の翌月10日が納期限となります。

公日	1使用	起	皇案		年	月	日
承	認	. J	·裁		年	月	日
課	長	課長補佐	係	長	ŀ	系	

納期の特例の取下げの承認(却下・取消)をしてよろしいか。